時事新報の石版附錄 板垣伯の肖像

嚢に讀者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲す可き板垣伯の肖像は去月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし本月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ぜらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生じたる場合も尠からず就て願ふは今後本社に記事論說を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

社會復古論（昨日の續）

形體の變化は天地萬物に通ずる一般の定則にして殊に有機界中の動物體に於て著しき現象を認む可し如何なる種類の動物にても最下等のものを除くの外は生育の始と成長の後とを比較して變化の甚しき實に驚く可き程にて前後の不同なる殆んど同一の物と信ず可らざるが如くなれども世人は唯日常之れを目擊するが故に敢て怪まざるのみ而して此變化の定則は獨り天上の遊星界と地上の動物界とに限るのみならず其全體と一部分とに拘はらず人間社會の仕組中にも行はるゝものにして如何なる仕組にても終始變化せざるものはなく前後の構造を對照すれば其間の變化不同殆んど信ず可らざるものあり往時蒙昧の世に各種族の酋長なるものは平時に在りては全く權力なきのみならず他の種屬との戰爭絕えざるが爲め其地位の漸く鞏固なる場合に於ても平常の生活は矢張り其部下のものと同樣にして自から衣食住の方便を求むるに汲々せざるを得ず然るに時運の進步するに隨ひ各種の部屬は次第に合して一の部國を成し皇帝又は國王なるものが深宮廣殿の中に生長して幾百萬の兵隊を蓄ひ幾千萬の人民に君臨するに至りたる其變化は想像の限に非ざる可し又彼の古代の羅馬宣教師が非常の艱難辛苦を嘗めて歐洲各地を巡歷し只管其教旨の宣布を勉むるに當りては中世に及んで教會の勢力旺盛を極め土地を領し兵力を有し儼然たる一國政府の體裁を備ふるに至る可きことを豫想したるものはある可らず而して今の殖産社會の仕組と雖も亦その轍を同ふするものにして其初に於ては何人も今日の如き有樣を前見したるものなかる可し當時の所謂使用者なるものは唯一家の主人たるに過ぎずして其實は二三の雇人と共に同一の勞に服し其所得を分つのみなりしが事業の追ひ〳〵發達するに隨ひ雇人の數も次第に增して監督の事も次第に繁多と爲り近代に及んでは一個の主人の下に多數有給の役員を置き之をして幾百千人の勞働者を監督せしむるとあり古流の半家族半社會の仕組は次第に消滅して之に代ふるに全く現在の仕組を以てするに至れり而して是等の圖る可らざる變化を證するには必ずしも幾世紀の前に溯ることを要せず英國の國會が敎育の補助として年々三萬磅を支出するの議決を爲すや或は曰く三萬磅の年額は今後五十年を出でずして一千萬磅に達するに至る可し或は曰く敎育の補助は之に繼ぐに衣食の補助を以てするに至る可し或は曰く父兄幷に子弟は饑餓に瀕するにも拘はらず罰金禁錮の恐喝を以て所謂國家敎育を受けしめらるゝに至る可しとて之に反對したるものは目するに冥頑不靈を以てせられたる其時に於ては何人も今日の敎育制度が自由の人民に壓制の實を蒙らしむるの結果を想像せざりしことならん左れば社會の組織とても變化の定則を免るゝこと能はずして論者の所謂新社會なるものも好しや一旦その組織を全ふするも早晚變相を現はして全く豫想す可らざるの結果に達することは前記の事例に照らして甚だ明白なる可し凡そ有機の物體を運動するに全體の働を整一ならしめんとするには其働を支配する有力の機關なかる可らずして其體の大にして複雜なるに隨ひ之を支配する機關は最も妙巧有力ならざる可らず一個の有機體に於て然るときは社會の組織に於ても亦然らざるを得ず蓋し社會主義の說に隨へば我々の社會は海陸の兵備を用意し又その治安人權を保護する所の機關を要するに止まらずして更に其生產分配の事を監理し且つ之を一樣平等に平均するの機關を必要とするに至る可し今の任意協力の仕組に於ては社會間の契約競爭は自由に行はれて生產分配に一の監督者を要せず需用供給の理に由りて人々自家の生計を營むの心より種々の物品を製造賣買して他人の需用に供給するが故に自から求めずして衣食住を得るに便利あるのみならず新聞紙敎科書小說の類に至るまでも低價を以て得るの方便に乏しからず而して此需用供給の便利は一村一邑より一州一國に及ぶも總て同一にして何れも皆な人々利を謀り生を遂げんとする自由競爭の結果に非ざるはなし然るに今もし現行の任意協力の仕組に代ふるに强迫協力の仕組を以てしたりと假定して扨その有樣を想像するに今の商賣上の自然に行はるゝ品物の分配も行政の方便に由りて之を行はざる可らず農工商の人々が其營業として爲す所のものも行政の手段を以て爲さゝる可らず而して之を行ひ之を爲すには市町村より國州郡に至るまで首尾脈絡相通ずる監督者を置き一々需用の有無多少を計りて分配の量を定め又時を違へずして之を供給するの用意なかる可らず又鑛山、鐵道、道路なり輸出入の事なり商船の事なり將た水道、瓦斯、電氣の如き公共に關する仕組なり何も其監督を要する所は其上に郵便電信電話の管理より警察、軍備の事に至るまでも何れも其監督者の處斷に任せざる可らず果して然るときは多數勞働者の地位は如何なる有樣に立至る可きか須らく硏究を要する疑問ある可し

（以下次號）

官報

朕兵備品ノ出納ヲ取扱フ武官ノ身元保證金ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿四年六月三日　　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第五十一號

明治二十三年（一月）勅令第四號第一條ニ左ノ但書ヲ追加ス

但兵備品ノ出納ヲ取扱フ武官ハ本條ノ限ニアラス

勅令第五十一號參照

勅令第四號（明治二十三年一月二十日官報）抄錄

第一條　左ノ出納官吏ニシテ其取扱金額一箇年五百圓以上又ハ常時保管スル物品ノ價格千圓以上ニ達スルモノハ身元保證金ヲ納ムヘシ

第一　現金ノ領收ヲ常職トスル官吏

第二　常時現金前渡ヲ受クル官吏

第三　物品會計官吏

○內務省訓令第九號　　警視廳　北海道廳　府縣

當省所管經費中左ニ記載ノ科目ハ本年度已降毎月仕拂內譯ノ證明ヲ要セス

明治廿四年六月四日　　內務大臣子爵品川彌二郎

議出經常部

一神宮費　　一神社費及國幣社例祭幣帛料

議出臨時部

一神社費補助　　一土木費補助

一神社營繕費（熱田神宮改築費）　　一府縣（獸疫費）

○內務省告示第十六號

一改良便利切手　　一枚

秋田縣秋田市城町三十五番地　佐々木民吉發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿四年六月四日　　內務大臣子爵品川彌二郎

○司法省告示第七十號

松山地方裁判所管內松山區裁判所東中嶋出張所今治區裁判所東伯出張所明治二十四年六月八日ヨリ開廳ス

明治廿四年六月四日　　司法大臣子爵田中不二麿

雜報

○二十五年度の租稅收入豫算額　此程の紙上にも記せし通り毎年度の歲入歲出概算書は前々年度の三月三十一日に出來上り六月三十日迄には各省にて要する經費の明細書を調製して之を大藏大臣に送付せざるべからざる規定なるにも拘らず二十五年度の概算書は本月に入るも猶ほ且つ調製する能はず然しみは歲出の方にして歲入の方は既に調べ上げある趣なるが其歲入中第一款に位する租稅の收入豫算を聞くに六千二百二十三萬千二百三十五圓にして之を本年度の豫算と對照すれば左の如し但し圓以下は省きて計算せず

廿四年度の租稅豫算	六六、四二三、一九六圓
廿五年度の租稅豫算	六二、二三一、二三五
差引廿五年度の減額	四、一九一、九六一

右廿五年度の減額四百十九萬千九百六十一圓は本年度の豫算に對し凡そ六分三厘餘の耗となりし勘定にして其本年度の豫算に對し增減の項を擧ぐれば增したるは酒造稅、醬油營業稅、煙草稅、證劵印稅、菓子稅、賣藥稅等にして減じたるは地租、所得稅、醬油稅等なるやに聞く

○休暇部を置く　東京地方裁判所にては裁判所構成法第百三十條に基き本年より休暇部を置き暑中賜暇中は民事第一部は刑事部へ入り左の如く休暇するよし

出勤部	民事第二部　同第四部	自七月十一日至八月十日
出勤部	民事第三部　同第五部	自八月十一日至九月十日